

## 綏遠事件と華北分離工作

宝 鉄 梅

### 要 旨

“九・一八”事変之后、日本于 1932 年建立了满洲国、为此中国东北被沦为日本殖民地。日本の野心不仅停止于此、蓄谋进行华北分离政策。日本通过“塘沽协定”、“梅津・何应钦协定”、“土肥原・秦德纯协定”侵占了华北大半土地。与此同时、日本关东军也着手内蒙古工作。关东军从蒙古王公贵族之中找到自己的代言人—德王、他们利用德王的建立蒙古国之心切、煽动德王进攻绥远。德王在关东军的唆使下、组织军队、做好了进攻绥远的准备。1936 年的 11 月 14 日蒙古军进攻红格日图揭开了绥远事件的帷幕。从 11 月中旬到 12 月中旬之间、蒙古军进攻绥远数次、都以蒙古军的战败而告终。这就是绥远事件。傅作义领导的绥远军的胜利、很大地鼓舞了中国人民、掀起了全国性的抗日援绥运动。受抗日形势之影响、国民政府以绥远事件为由、停止了中日谈判、并借机在华北调集军队、致使华北中央化。为此、华北逐渐失去了中国于日本之间的缓冲作用。

本文中、首先梳理抗日援绥运动；其次、阐明中日谈判停止的原因；最后总结出华北分离政策失败的原因。

キーワード……綏遠事件 抗日援綏 華北分離工作 内蒙古工作

### はじめに

1936 年 11 月中旬から 12 月 14 日にかけて約一ヶ月間、内蒙古綏遠省内のホンゴルト、百靈廟等において綏遠省主席傅作義の指導する綏遠軍と徳王の率いる蒙古軍との間に軍事衝突が起きた。

11 月 14 日蒙古軍はホンゴルトに侵攻したが、綏遠軍の激しい抵抗に会い、18 日蒙古軍の惨敗でホンゴルト侵攻が終わった。この戦闘で勝利を勝ち取った勢いで綏遠軍は 23 日内蒙古自治運動の本拠地であり蒙古軍の前進基地であった百靈廟を強襲し、蒙古軍は潰走した。百靈廟戦闘の後、蒙古軍に反乱が起き、軍事顧問小浜氏善予備役大佐ら 29 名を殺害し、綏遠軍に投降した（シラムリン兵変）。この一連の軍事衝突は綏遠事件といわれている。

綏遠事件については中国と日本の研究者の間で違った考え方がある。中国人研究者の間では、綏遠事件は一見地方紛争のように見えるが、これはたんなる地方紛争ではなく、綏遠軍と蒙古軍の背後にそれぞれ中国と日本があると認識されている。しかし、日本人の研究者の間では綏遠事件は日本政府と関係なく、関東軍が独断で行ったとされる場合が多い。

綏遠事件に関する先行研究を概観すると、綏遠事件は中国の抗日統一戦線の形成を促進し、関東軍の内モンゴ工作に終わりを告げた（寺廣映雄<sup>1)</sup>、李淑芳、崔燕玲<sup>2)</sup>、李丹夫<sup>3)</sup>、郭貴儒、黄華<sup>4)</sup>、羅宏<sup>5)</sup>、朴檀<sup>6)</sup>、周美華<sup>7)</sup>、森久男<sup>8)</sup>）という考え方と綏遠事件は日本の華北分離工作の失敗を促した（秦郁彦<sup>9)</sup>、劉国新<sup>10)</sup>）という二つの考え方がある。これらは綏遠事件を抗日統一戦線、日中交渉、内モンゴ工作といった視点からそれぞれ検討している。筆者はこの二つの考え方の両方とも賛同できる。また、秦郁彦『日中戦争史』には綏遠事件に関する記述が比較的多くあり、綏遠事件は華北分離工作の失敗を促したと述べている。筆者は綏遠事件を華北分離工作失敗の重要な原因として位置づける。

本稿では、まず、綏遠事件が起きるまでの中国国内の抗日運動を整理し、その上で、綏遠事件が中国国内の抗日運動にもたらした影響を考察する。次に、関東軍の綏遠作戦の進行状況及び綏遠情勢の変化を考慮しながら、日中交渉における綏遠問題及び綏遠事件の重大性を考察する。最後に、内モンゴ工作における綏遠問題を取り上げ、綏遠事件が華北分離工作失敗の重要な原因であることを考察する。

## 一 抗日援綏運動

### 1、華北分離工作

日本は1931年9月18日「九・一八」事件を引き起こし、翌32年3月に満州国を設立し、中国東北地方は日本の植民地となった。しかし、日本の野心はそれに留まらなかった。32年7月に関東軍はホロンバイル肅清作戦によって北満西部を占領した。33年春の熱河作戦によって日本は長城線を突破して北平の近くまで進出した。同年5月31日の「塘沽停戦協定」の成立によって日本は長城線以北の満州西南部をも満州国の版図に収めた。そうした動向は中国内外において関東軍の野心が華北に指向しているという印象をあたえた<sup>11)</sup>。

1933年広田弘毅が新外相に就任した、これをきっかけに広田外交が展開された。広田外交には中国側が塘沽停戦協定によって事実上満州国の存在を承認した形になっている以上、日本としてはしばらく満州の経済建設に専念するのが得策であるという認識があった<sup>12)</sup>。

外務省の満州国建設に力を入れようとする思惑と反対に、陸軍の華北分離工作が次第に具体化されていくことになった。1935年6月10日「梅津・何応欽協定」によって国民党の勢力を河北省から撤退させた。6月27日の「土肥原・秦徳純協定」によって河北省西北及び熱河省の西側に接するチャハル省から国民党の勢力を撤退させた。さらに、11月25日河北省に日本の傀儡政権である冀東防共自治委員会（のちに、自治政府と改称）を作った。関東軍は12月18日に国民政府の対日妥協機関であり、河北、チャハル両省の政務処理機関である冀察政務委員会を成立させることにも成功した。

このような日本の侵略行為に対して中国全土で排日、抗日運動が起きていた。

## 2、抗日援綏運動の展開

中国共産党は1935年8月1日に「八・一」宣言を発表した。そのなかでは、僅か4年間に、日本は東北地域を支配下に入れただけでなく、その侵略を華北、西北まで伸ばし、祖国の領土は引き裂かれ、同胞たちは奴隷になる危険にさらされているとし、全国の人々に祖国の領土を守るための抗日運動を呼びかけた<sup>13)</sup>。これに応じて、北平、天津等の大学生らは抗日宣言を発表し、抗日デモを行い、全国各界の人々に救国を呼びかけた<sup>14)</sup>。「一二・九」運動はその代表的な一例である。1935年12月9日中国の高等学府の一つである清華大学の救国会は「清華大学救国会告全国国民衆書」を発表し<sup>15)</sup>、大規模なデモ行進を行った。これに、呼応して全国の大学生らによる抗日デモが行われた。1936年に入ってから抗日気運が中国全土で高まりつつあった。このような情勢の中で起きた綏遠事件が全国の抗日気運を一気に燃え上がらせることになる。

蒙古軍の綏遠作戦が実施される直前、毛沢東は傅作義に手紙を送った。この手紙では、日本の綏遠侵攻は秒読み状態となっていることと、国民政府の許可のない限り応援軍を派遣できない事情を述べ、徹底的に抗戦することを呼びかけている<sup>16)</sup>。

綏遠事件における、傅作義主席の率いる綏遠軍の勝利が全国の人々を熱狂させた。綏遠事件は高まりつつあった抗日気運に大きな影響を与えた。

全国各界からの傅作義への激励の電報、綏遠軍への義捐金、綏遠省への代表団が相つぎ、全国規模で抗日援綏運動が巻き起こった。1936年11月16日から1937年11月上旬までに、43の団体が綏遠に赴き、支持の意思を表明した<sup>17)</sup>。

当時、北平にいた松室孝良少将は「綏遠事件ニ関シ北平学会ハ活動ヲ開始シ李石曾、蔣夢麟等ノ教授連モ援綏運動ヲ發起シテ綏東抗敵後援会ヲ組織シ各学校ハ積極運動ヲ開始シ減食『スチーム』ノ停止等ヲ行ヒ将士激励ノ義捐金ト為ス等其運動ハ漸次拡大シツツアリ」<sup>18)</sup>と述べている。

中国国内の新聞報道も、綏遠軍の百靈廟占領と日本と共謀した蒙古軍の完敗を大きく報じ、日本怖るるにたらずという風潮が広まった。綏遠事件は激化しつつあった抗日運動に火に油を注いだようなものだった。

綏遠問題及び抗日情勢はやがて当時進行中であった日中交渉に大きな影響をもたらすようになる。

## 二 日中交渉と綏遠事件

### 1、綏遠事件前の日中交渉

満州国樹立後の日本の軍事的・政治的また経済的侵略に対し、中国人が日本人を殺害する事件が中国全国各地で相ついで起きていた。しかし、日本人殺害の犯行目的を特定できないところもあり、「日本側はこれらの事件を局地問題として取り扱い、中国地方当局の責任を強く追及

することができなかった」<sup>19)</sup>。

1936年8月17日、四川省成都の総領事館へ赴任する途中の岩井英一領事一行が中国側の反対にあつて重慶に滞留することになった。岩井英一領事は南京における日中交渉を待たなければならなかった。岩井英一領事と同行していた上海毎日新聞記者ら四人は先に成都に行くことになった。四人が成都に到着した後、8月24日領事館再開に反対した民衆に二人が殺害され、二人が重傷を負うという事件が発生した。この成都事件は日本と中国当局との話し合いの契機になった。

1936年9月15日から12月2日にかけて川越茂駐華大使と張群外交部長は8回会談を行なった。この8回におよぶ日中交渉において、日本側が最も拠り所にしたのは、8月11日、外務省・大蔵省・陸軍・海軍間で決定した「対支実行策」であった。この「対支実行策」においては、防共軍事協定の締結、日中軍事同盟の締結、日中懸案の解決、日中経済提携の促進等が細かく規定されていた<sup>20)</sup>。

この交渉では、華北防共問題と華北自治問題が焦点となった。華北防共問題に関しては、日本側は軍事専門家からなる秘密専門委員会を組織することを主張した。この専門委員会によって華北防共協定の施行範囲・目的達成のための手段などを協議し、可能であれば、この防共協定を飛行場の利用、無電施設の拡充を含む軍事同盟的なものにまで高めようとした<sup>21)</sup>。これにたいして、国民政府側は「国策の一大転換を計り且対日誠意の一大表示として両国間の共同防共を協議することを決意せり但し防共の範囲は山海関より古北口、張家口、綏遠、包頭を連ぬる線以北に限ることとし且其方法は防禦を主とし攻撃を目的とせず支那の主権及び領土を尊重する」<sup>22)</sup>ことを主張した。

華北自治問題に関して、日本側は「第二次北支処理要綱」に基づき、華北に於いて特殊な自治政府を作る<sup>23)</sup>ことを南京政府に認めさせようとした。しかし、南京政府側は華北に特殊な自治政府を作ることにに関して「冀察ノ半独立性ヲ改造シ中央軍ノ駐在ヲ復活スルコト」<sup>24)</sup>を望み、議論が行われた。

川越と張群の間で日中交渉が行われているさなか、1936年10月駐蒙軍情報部の出先である徳化特務機関の機関長に田中隆吉が就任した。田中隆吉は綏遠作戦準備を進め、10月5日田中隆吉の主催で徳化において綏遠侵攻に関する軍事会議が行われた。この会議には、徳王、李守信、王英等が参加した<sup>25)</sup>。田中隆吉の指導下で蒙古軍の編成等が着手され、10月末には綏遠侵攻の準備はほとんど整った<sup>26)</sup>。

関東軍の指導する蒙古軍の綏遠侵攻の情報を川越大使は察知し、ただちに有田外務大臣に報告をした。川越大使は有田外務大臣宛て10月8日付けの電報で「最近数日間李守信等ノ活動著シキ旨入電アリ蒋介石ニ於イテ特ニ心配シ居ルニ付テハ之亦手加減アル様致度シ」<sup>27)</sup>と述べている。綏遠問題が川越・張群会談において注目せざるをえない状況となったのである。

10月19日に行なわれた川越・張群第四回会談において「北支防共協定ニ関シテハ張八須磨、

高宗武会談ノ際ト同様本協定締結ノ条件トシテ冀東政府ノ解消及ビ綏東偽軍ノ解散ヲ持出シ種種国民政府ノ立場ヲ訴工何トカ考慮願度シト述ヘタルニ付本使ハ冀東問題ハ防共トハ全ク関係ナキモノニテ到底問題トシ難ク綏東問題ハ将来防共委員会ニ於テ話合フコトモ出来得ヘキニ付今茲二問題トスル必要ナシ」<sup>28)</sup>という両側の見解が出された。

10月21日川越大使発有田外務大臣宛ての交渉報告の中でも、「本使ヨリ本件協定ハ前回張(張群 引用者)カ希望シタルカ如キ綏東問題ト関連セシメス無条件ニテ締結方ヲ要求スルモノナル旨念ヲ押シタル処張ハ最近綏東方面ノ形勢逼迫セル旨種種情報アリ且冀察に於テモ日本側カ勝手ニ種種ノ工作ヲ進メ居ル模様ニテ国民政府トシテハ甚タ其ノ立場ニ窮シ延イテ今回ノ交渉ニモ面白カラサル影響ヲ与ヘツツアリ政府ノ立場上極メテ困難」<sup>29)</sup>であると、綏遠問題を取り上げたことを述べている。

綏遠省主席傅作義將軍は同年10月末に蒋介石に謁見し、綏遠の緊迫した情勢を伝えると共に、中央の指示を求めた。蒋介石は兵力を集中し、共産軍の打倒を優先し、できるだけ、中日衝突を避けようとしていた。しかし、綏遠情勢が日増しに緊迫するにつれて蒋介石はやがて綏遠支援を本格化する。傅作義は晋綏軍前線総指揮に任命された<sup>30)</sup>。

11月5日徳王は蒙古軍総司令として綏遠省主席傅作義に宣戦の性格を帯びた通電を発した。この中では、綏遠省と蒙古の税収問題、西公旗事件、蒙政会保安隊の問題、綏境蒙政会問題等を列挙して綏遠省側の不誠実を非難していた。8日傅作義は返電を送り、逆に察境蒙政会の外国人との結託、蒙古軍政府を樹立したことを咎め、「国家の安寧と辺境防衛」を念頭におくように要求した<sup>31)</sup>。綏遠問題をめぐる軍事衝突がもはや避けられない状態になっていることが当時進行中であった日中交渉においても暗い影を落としていた。

11月10日第7次会談が行なわれた。この会談では、国民政府側が一般防共協定は不可能であり、華北防共協定は冀東政府の解消及び内蒙工作の中止を交換条件とすること、また特政会を作ることを承認できないが、華北の経済提携は可、航空連絡は自由飛行の中止と交換で承知することを主張するに至った<sup>32)</sup>。しかし、日本側は「内蒙での陰謀活動の事実を否定、相変わらず、華北自治、共同防共、排日思想取締りを要求した」<sup>33)</sup>。中日交渉は双方の言い分がかみ合わないまま綏遠事件を迎えたのである。

## 2、綏遠事件発生後の日中交渉

11月14日綏遠事件が始まってから、18日外交部長張群は外交部亞洲司(アジア局)司長高宗武を川越茂大使のもとへ派遣して「日本が綏遠工作をつづけるならば、日華交渉は成立しない」と通告した<sup>34)</sup>。

18日川越大使発有田外務大臣宛ての極秘電報は「綏東工作ノ存続スル限り交渉ヲ成立セシムルコト困難ナル点ニ付特ニ本使ノ考慮ヲ求メ度シ」<sup>35)</sup>と述べている。このように、綏遠事件が始まってからほぼ毎日のように川越大使は南京駐在の須磨総領事あるいは、有田外務大臣に電

報で交渉に関する報告を行うと共に、綏遠事件の重大性を述べている。綏遠問題を解決しない限り、日中交渉はもはや続けられない状態に陥ったのである。

1936年12月2日、青島の日本の紡績工場が一斉に操業を停止し、二万七千人の中国人が職を失うという社会不安が起きた。その翌日に、青島駐留の日本海軍陸船隊は紡績工場保護を口実に抗日運動の拠点と思われるところを家宅捜査し、国民党員九人を逮捕した。いわゆる青島事件である。

張群はこの青島事件を日本軍部と特務機関が綏遠事件への注意力を分散させようと企てたトラブルと判断した<sup>36)</sup>。張群はこの事件を重視し、川越大使を外務省へ呼び、第8回目の会談が行なわれた。この会談で、張群はまず青島における日本軍の不法行為に対して抗議すると共に、青島駐留の日本軍の即時撤退を要求し、次いで綏遠事件の調査で明らかになった事実にもとづいて綏遠事件への日本軍、民間人の参加を禁止するよう要求した。しかし、日本側は国民政府側の要求を受け入れず、激しい議論が行なわれ、双方の意見は激しく対立したままだった<sup>37)</sup>。

12月6日国民政府は、川越・張群会談に関する声明を発表した。この中で、「交渉二箇月余各種の問題の内数点に付ては意見接近したが不幸にして会談中張群氏より注意を喚起した綏遠事件発生し外交の進行を障害するに至り討論中の各問題が結果を見るに至らなかったのが遺憾である」<sup>38)</sup>と述べて、日中交渉の停頓は綏遠事件にあるという意見を表明した。

12月10日、日本は「川越・張群会談に関する帝国政府の発表」をした。その声明では、「南京政府に於いては時偶々綏東問題の起こったのを口実とし同問題の解決せざる限り南京交渉を成立せしむることは困難であると申出て既往の話を否認せんとするが如き態度を示し」と述べて、南京交渉に関係のない事件のために交渉を停頓させることは事態を悪化させるに過ぎないと南京政府を非難する内容であった<sup>39)</sup>。綏遠事件後、日中双方はお互いに譲歩することなく、日中交渉は中止となった。日中交渉において日本政府が一貫して求めていた華北自治は国民政府の同意を得られず、華北分離工作は困難となった。

### 三 華北分離工作と綏遠事件

#### 1、内蒙古工作と綏遠問題

関東軍は1933年7月に起草した「暫行蒙古人指導方針要綱案」<sup>40)</sup>の方針に基づき、チャハル省蒙旗を満州国に合流させるため、松室孝良大佐を内蒙古工作の責任者に任命した。関東軍は熱河作戦後、チャハル作戦を開始した。松室大佐は李守信軍をドロン（多倫）に進出させ、9月には察東特別自治区を設立させた（察東事变）。この察東特別自治区は事実上中国の支配権の及ばない特殊行政地域となった<sup>41)</sup>。

華北分離工作が1935年の「梅津・何応欽協定」、「土肥原・秦徳純協定」等によって具体化されるにつれて、関東軍の内蒙古工作も急速に進められるようになる。

田中隆吉参謀をはじめとする関東軍が徳王に蒙古大会を開き、蒙古国の準備段階としての蒙古軍政府を設立させることを提案する。そして、5月12日ウジユムチン旗で関東軍から今村均副参謀長、田中隆吉参謀、田中久化徳特務機関長らが参加した蒙古大会を開き、蒙古軍政府を設立した<sup>42)</sup>。

7月25日に関東軍参謀部は「対内蒙施策要領」を起草し、「軍は対蘇作戦並之が準備の爲必要とする平時諸工作を有利ならしめ且満州国の国防及統治を安全安易ならしむる目的を以て先づ内蒙古に於ける親日満区域の拡大強化を図り北支工作進展に伴ひ内蒙をして中央より自立するに至らしむ」方針を決めた<sup>43)</sup>。

関東軍の内蒙古を中央から独立させる方針に対し、陸軍中央部は8月28日「北支及内蒙に対する中央部の指導」を関東軍に提示した。その中で「対内蒙施策に関しては依然従来の方針を堅持し独立政権の樹立の如きは寧ろ之を急ぐの要なかるべく現下の情勢に於いては主として文化経済工作に重点を指向し其目的を達成すること可なりと認めあり」と述べた<sup>44)</sup>。

しかし、関東軍は1936年1月に「対蒙(西北)施策要領」を作成した。この中では、「軍は帝国陸軍の情勢判断対策に基き対蘇作戦準備の爲必要とする外蒙古の懐柔及反蘇分離気運の促進を図ると共に対支工作の進展に資し且満州国の統治及国防の基礎を強固ならしむる目的を以て徳王の独裁する内蒙古軍政府の実質を強化すると共にその勢力を逐次支那西域地方に拡大し北支工作の進展に伴ひ内蒙をして中央より分離自立するに至らしむ。施策の重点は当初軍政府の管轄区域内重要部門の整備鞏化に置き其成果挙がるに従ひ之を根拠として其勢力を綏遠に扶植し次で外蒙古及青海、新疆、西藏等に拡大せんことを期す」と述べた<sup>45)</sup>。関東軍は内蒙古を中国より分立させ、その勢力を綏遠にまで扶植させて、自らの勢力を綏遠にまで広げることをはっきりと表明したことになる。

関東軍の提出した「対蒙(西北)施策要領」に対し中央は「綏遠省南部並寧夏方面に対する施策は北支工作との関係に鑑み主として支那駐屯軍之に任ずるものとす」<sup>46)</sup>との指示を出した。

陸軍中央部の指示があったにも関わらず、関東軍は2月に独立を求めていた王族である徳王を支援し、蒙古軍総司令部を設立させ、徳王は総司令になる。さらに5月12日蒙古軍政府を設立させた<sup>47)</sup>。関東軍は6月の天津軍の増派に伴い、華北での行動が封じられたが、内蒙古工作に一層力を入れるようになる。

1936年8月関東軍参謀長板垣征四郎は綏遠へ赴き、綏遠省主席傅作義と会談した。会談の中で板垣征四郎は傅作義に対し「傅將軍は中国の偉大な人物であり、華北の有名な將軍でもある。華北における威信も高いため、華北の人々の為に、大事業を成し遂げ、日中関係を改善すべき」と日本に協力するよう傅作義に働きかけた。しかし、傅作義は板垣征四郎の意見を受け入れず、関東軍は綏遠省主席傅作義を関東軍に協力させることに失敗した<sup>48)</sup>。

同年10月駐蒙軍情報部の出先である徳化特務機関の機関長に田中隆吉が就任した。田中隆吉によって関東軍の綏遠作戦準備は着々と進められ、ついに、11月14日蒙古軍のホンゴルト侵

攻によって綏遠事件の幕があげられた。しかし、ホンゴルト戦闘、百靈廟戦闘、シラムレン兵変等において関東軍のひきいる蒙古軍はすべて敗北した。この事件は日本の予想外に反響は大きく、中国国内の抗日運動が一層激化しただけでなく、当時進行中であった日中交渉も12月3日の交渉を最後に中止となってしまった。

12月13日陸軍省軍務課員片倉衷少佐は「内蒙時局対策案（中間案）」を起草した。同対策案では「成るべく速に蒙支両軍の軍事行動を停止し努めて事件前の態勢に復せしめ錫盟察盟を範圍とする内蒙自治政府の樹立を表面化し、日満両国に於いて之を支援す」と決めた<sup>49)</sup>。

19日陸軍は「内蒙時局対策案（中間案）」に基づき、「内蒙軍整備要領案」を起案した。その中では、蒙古軍の総兵力を約8千人とし「内蒙軍の改編に当りては量よりも質の向上を期し、過剰兵力の削減と人件費の節約を求めている<sup>50)</sup>。

内蒙古工作は関東軍によって極秘裡で行なわれていた。しかし、綏遠事件後蒙古軍政府は陸軍に認められる存在となった。ただし、蒙古軍政府は国家でなく、中華民国の一自治区として認められた。つまり、関東軍によって進められてきた蒙古国を建設するという内蒙古工作は綏遠事件をもって終止符を打たれたことになる<sup>51)</sup>。

## 2、南京政府の中央軍の北上

1933年から1934年にかけて国民政府は福建、貴州、雲南の各省を相ついで国民政府の統轄地域にした。1936年ごろには陳済棠を中心とする広東省と、李宗仁・白崇禧が率いる広西省（いわゆる西南派）だけが「反蔣抗日」をかかげていた。1936年6月1日広東省の軍閥陳済棠は李宗仁、白崇禧らと連携して、西南政務委員会と国民党西南執行部の名義で、全国に通電した。この通電の中では、全国の人々に国民党と国民政府に抗日することを要求するように呼びかけた、これが両広事変である。6月2日には国民政府に開戦を通告し、軍隊を動員し、北上して攻撃する態勢をとった。しかし、西南派の内部に国民政府に買収された人間がいたため、西南派に動揺が生じ、9月に西南派と国民政府の間に妥協が成立した。これをきっかけに西南派は国民政府への従属を深めていった<sup>52)</sup>。

1936年秋ころからの関東軍の綏遠侵入作戦が少なくとも国民政府の外交に新たな活気を与えた。日中交渉が進められるに従い、南京政府もついに日本の侵略に対して積極的抵抗政策を開始した。南京国民政府は両広事変によって西南派を屈服させた。また、抗日気運の高まりと共に、関東軍の綏遠進攻に積極的な抵抗対策を取ったことが中国統一の「最有力者」とみなされるまでになった<sup>53)</sup>。

全国統一の視点から見れば、華北は国民政府にとって統一の最終目標となった。これに従って国民政府の冀察、山東、山西各省に対する政治的、経済的圧力は次第に強まって行った。その結果、これまで冀察、山東、山西の地域が果たしていた緩衝作用は失われて行き、日中両国が直接に衝突する危険を高めた<sup>54)</sup>。

国民政府は1936年の夏から関東軍の内モン工作の一環である綏遠作戦に高度の注意を払っていた。蒋介石は10月16日から3日間にわたり韓復榘、徐永昌、戈定遠（宋哲元の秘書長）等の国民政府要人を集めて対日態度を協議すると共に、綏遠問題対策をも討議した。さらに、中央擁護を実現するために、22日西安へ飛び、張学良、閻錫山等と会合を開いた<sup>55)</sup>。

そのころ、関東軍は綏遠だけでなく、西北にまで勢力を伸ばそうとしていた。これに対して国民政府は関東軍の西北進出の動きを停止させる作戦に乗り出した。

11月7日、蒋介石の腹心陳誠は寧夏に飛来して、馬鴻逵、達王と懇談をした。この懇談では、陳誠は西モンゴリアにいる日本人を一掃する目的で中央軍をこの方面に派遣することを提案した。そして、13日国民政府中央軍の設営隊が定遠營に到着し、18日には宿舎割りも整った。21日には第25師団第73旅団の第146団が定遠營に到着し、22日には副師長、23日には師長関麟徴が到着した<sup>56)</sup>。これらの一連の動きによって綏遠西北は緊迫した軍事情勢に入った。

11月17日蒋介石は太原において山西省側の要人と綏遠問題に関して協議を行った。その後、国民政府中央軍大兵団及び中央空軍が援綏のため北上した。その一方、蒋介石は宋哲元に対し綏遠問題に対して第29軍の協力並びに冀東の武力回収に関する密令を発した、しかし、宋哲元は国民政府側の要求を婉曲に拒否した<sup>57)</sup>。このように、国民政府は中央軍を北上させると共に、華北の要人たちに対して積極的に働きかけていた。

また、陳誠は蒋介石の密令を受けて、綏遠において西北の各將軍と西北辺防軍事委員会組織に関して協議した。その結果、毎月中央より30万元、山西より10万元計40万元の補助を綏遠政府に与えることが決まった<sup>58)</sup>。国民政府はこのように綏遠問題の解決を理由に中央軍を華北に派遣し、北上させた。それに、経済的援助も行うことによって中央軍がスムーズに北上することができた。このように、中央軍の北上によって華北は中央化され、日本が企図していた華北分離工作は失敗となった。

## おわりに

日本は満州国の樹立、熱河作戦によって中国東北地方を占領した。冀東政府の成立、冀東政務委員会の成立、蒙古軍政府の成立等により、華北分離工作と内モン工作を具体化した。1933年から1935年のわずか2年の間に日本は中国東北地方を植民地化しただけでなく、華北にまで勢力を広げようとした。このように満州事変以降の日本の中国侵略が比較的容易に推進されえた最大要因の一つは、中国が国共内戦という政治的分裂に陥っていたことであつた<sup>59)</sup>。

しかし、日本の華北分離工作が具体化されていくにつれて中国の民族的危機感も高まっていた。共産党は「反蔣抗日」から「逼蔣抗日」さらに「連蔣抗日」へと方向転換をした。さらに、抗日に消極的であつた国民政府は全国の抗日救国運動の潮流に逆らうことができなかった。綏遠事件での綏遠政府の勝利が抗日救国運動を高揚させ、全国規模の援綏抗日運動を巻き起こ

し、抗日統一前線の形成を大きく促進した。

綏遠事件の勃発後、日増しに高まる抗日運動に後押しされ、綏遠事件が原因で当時進行中であった日中交渉も停止された。

また、綏遠問題の解決及び綏遠事件後の処理を口実に国民政府の中央軍は北上することができた。事実上、華北は国民政府の管轄に入った。このように「華北の中央化」によって華北の緩衝地域としての役割が失われた。

日本の外務省はこうした状況に鑑み、1937年12月20日「第三次北支処理要綱」を起案した。1936年8月11日の「第二次北支処理要綱」では「北支処理ノ主眼ハ北支民衆ヲ主眼トスル分治政治ノ完成ヲ援助シ...」、「右目的達成ノ為...南京政権ヲシテ北支ノ特殊性ヲ確認シ北支ノ分治ヲ先制スルカ如キ措施ヲナサス進ムテ北支政権ニ対シ特殊且包括的ナル自治ノ権限ヲ賦與セシムル様施策スルモノトス」<sup>60)</sup>と決めていた。しかし、「第三次北支処理要綱」では、「北支処理ノ主眼ハ該地域ヲ確固タル防共親日満ノ地帯タラシメ...」、「右目的達成ノ為北支民衆ヲ対象トスル経済工作ノ遂行ニ主力ヲ注グモノトス」<sup>61)</sup>と決めて、華北5省の自治を取り消し、政治・軍事政策のかわりに、文化、経済政策を遂行することにした。これは華北分離工作の終わりを意味するものである。

綏遠事件は確かに関東軍が冀東密貿易で得られた収入を使って独断でおこなった<sup>62)</sup>作戦かもしれない。しかし、綏遠事件の勃発が国民政府に都合のいい口実を与えたことは確かである。綏遠事件における蒙古軍の敗北は関東軍の内蒙古工作を終わらせただけでなく、日本の華北分離政策を失敗に追い込んだ重要な原因でもある。

< 註 >

- 1) 寺廣映雄「綏遠事件と西北抗日情勢の新展開」、『東洋史研究』第32巻第1号、昭和48年6月、53 - 77頁。
- 2) 李淑芳、崔燕玲「各地婦女支援綏遠抗戰及对内蒙古婦女運動的影響」、『内蒙古師範大学学报』1992年第2期、111 - 116頁。
- 3) 李丹夫「試論綏遠抗戰及其歷史意義」、『内蒙古大学学报』1988年第3期、59 - 65頁。
- 4) 郭貴儒、黃華「南京国民政府与綏遠抗戰」、『内蒙古師範大学学报』1991年第3期、71 - 79頁。
- 5) 羅宏「綏蒙抗戰的戰略意義及其对蒙古民族解放運動的促進」、『内蒙古社会科学』1995年第6期、23 - 27頁。
- 6) 朴檀著、游娟譯『中日戦争与鴉片 以内蒙古地区为中心(1937年~1945年)』台北、国史館、1998年。
- 7) 周美華『從九一八到七七中国抗日政策的形成』台北、国史館、2000年。
- 8) 森久男『徳王研究』創土社、2000年。
- 9) 秦郁彦『日中戦争史』河出書房新社、1972年。
- 10) 劉国新「七七事変前日本の内蒙古工作及其失敗」、『近代史研究』1986年第32期、202 - 221頁。
- 11) 日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編『日中戦争(上)』、「太平洋戦争への道 開戦外交史3」朝日新聞社、1987年新装版第1刷、3 - 50頁。
- 12) 秦郁彦、前掲書、10頁。
- 13) 「中国共産党為抗日救国告全体同胞書(「八・一」宣言)」、中央档案馆編『中国共産党關於西安事变档案史料選編』中国档案出版社、1997年、1頁。

- 14) 「平津十校学生自治会為抗日救国争自由宣言」, 彭明主編『中国現代史資料選輯第四冊(1931~1937年)』, 中国人民大学出版社、1989年、374頁。
- 15) 「清華大学救国会告全国民衆書」, 中共北京市委党史資料征集委員會編『中国共产党歴史資料書一二九運動』, 中共党史資料出版社、1987年、143頁。
- 16) 「毛沢東關於共同抗日問題致傅作義信(1935年10月25日)」, 中央档案馆編、前掲書、161頁。
- 17) 「全国婦女積極支援綏遠抗戰」, 中国人民政治協商会議内蒙古自治区委員会文史史料研究委員會編『内蒙古文史史料第25輯 綏遠抗戰』, 内蒙古文史書店、1986年、236頁。
- 18) 「綏遠事情報陸軍電」, 島田利彦・稲葉正夫編『現代史資料(8)日中戦争(一)』, みすず書房、1964年、614頁。
- 19) 島田俊彦「川越・張群会談の舞台裏」, 『アジア研究』第10巻第1号、昭和38年、49-66頁。
- 20) 「对支実行策」, 島田利彦・稲葉正夫編、前掲書、366-367頁。
- 21) 秦郁彦、前掲書、101-104頁。
- 22) 「九月二十三日川越張群会談に於いて張群が読上げた書き物」, 島田利彦・稲葉正夫編、前掲書、291頁。
- 23) 「第二次北支処理要綱(1936年8月11日)」, 外務省編『日本外交年表並主要文書1840-1945(下)』, 原書房、昭和44年再版、347頁。
- 24) 「第二次訓令による会談関係の外務電」, 島田利彦・稲葉正夫編、前掲書、315頁。
- 25) 「1936年綏遠抗戰始末」, 中国人民政治協商会議内蒙古自治区委員会文史史料研究委員會編『内蒙古文史史料第25輯綏遠抗戰』, 内蒙古文史書店、1986年、53頁。
- 26) 中国人民政治協商会議内蒙古自治区委員会文史史料研究委員會編『内蒙古文史資料第20輯 李守信自述』, 内蒙古文史書店発行、1986年、219-227頁。
- 27) 「第二次訓令による会談関係の外務電」, 島田利彦・稲葉正夫編、前掲書、316頁。
- 28) 「第二次訓令による会談関係の外務電」, 同上書、327頁。
- 29) 「第二次訓令による会談関係の外務電」, 同上書、329頁。
- 30) 「1936年綏遠抗戰始末」, 中国人民政治協商会議内蒙古自治区委員会文史史料研究委員會編『内蒙古文史史料第25輯綏遠抗戰』, 内蒙古文史書店、1986年、55頁。
- 31) ドムチョクドンロブ著、森久男訳、前掲書、157-166頁。
- 32) 「第二次訓令による会談関係の外務電」, 島田利彦・稲葉正夫編、前掲書、332-334頁。
- 33) 張群著、古屋奎二訳『張群外交秘録日華・風雲の七十年』, サンケイ出版、1980年、79-80頁。
- 34) 同上書、81頁。
- 35) 「第二次訓令による会談関係の外務電」, 島田利彦・稲葉正夫編、前掲書、337頁。
- 36) 張群、前掲書、83頁。
- 37) 同上書、83頁。
- 38) 「川越・張群会談に関する国民政府の発表(12月6日)」, 島田俊彦・稲葉正夫編、前掲書、308頁。
- 39) 「川越・張群会談に関する帝国政府の発表」, 島田俊彦・稲葉正夫編、前掲書、306頁。
- 40) 「暫行蒙古人指導方針要綱案」, 同上書、447頁。
- 41) 中国人民政治協商会議内蒙古自治区委員会文史史料研究委員會編『内蒙古文史資料第20輯 李守信自述』, 内蒙古文史書店発行、1984年、135-137頁。
- 42) 中国人民政治協商会議内蒙古自治区委員会文史史料研究委員會編『内蒙古文史資料大13輯ドムチョクドンロブ自述』, 内蒙古文史書店発行、1984年、27-31頁。
- 43) 「对内蒙施策要領」, 島田利彦・稲葉正夫編前掲書、492頁。
- 44) 「北支及内蒙に対する中央部の指導(昭和十年八月二十八日 軍務局長より関東軍に開示)」, 同上書、501頁。
- 45) 「对蒙(西北)施策要領(昭和十一年1月 関東軍参謀部)」, 同上書、540頁。
- 46) 「对内蒙施策実施要領」, 同上書、547頁。
- 47) ドムチョクドンロブ著、森久男訳、前掲書、125-139頁。
- 48) 「1936年綏遠抗戰始末」, 中国人民政治協商会議内蒙古自治区委員会文史史料研究委員會編『内蒙古文史史料第25輯綏遠抗戰』, 内蒙古文史書店、1986年、52頁。
- 49) 「内蒙時局对策案」, 島田利彦・稲葉正夫編、前掲書、607頁。
- 50) 「内蒙軍整備要領案」, 同上書、609頁。
- 51) 森久男、前掲書、147-148頁。
- 52) 李友仁・郭伝主編『中国国民党簡史(1894年-1949年)』, 档案出版社、1988年、204-222頁。
- 53) J・M・パートラム著、谷良平訳『中国革命の転機 西安事変の記録』, 未来社、1966年、27-28頁。
- 54) 秦郁彦、前掲書、131頁。

綏遠事件と華北分離工作（宝）

- 55) 「綏遠問題（昭和十一年十二月二十八日 軍令部）」島田利彦・稲葉正夫編、前掲書、602 頁。
- 56) 矢野光二「ゴビの砂漠に活躍した日本特務機関の最後」『丸』第 157 号、昭和 35 年 6 月、132 - 139 頁。
- 57) 「綏遠問題（昭和十一年十二月二十八日 軍令部）」島田利彦・稲葉正夫編、前掲書、602 頁。
- 58) 「綏遠事件に関する海軍情報記録」同上書、593 頁。
- 59) 江口圭一『十五年戦争小史』青木書店、1998 年、104 - 105 頁。
- 60) 「第二次北支処理要綱」外務省編、前掲書、347 頁。
- 61) 「第三次北支処理要綱」同上書、356 頁。
- 62) 島田俊彦『関東軍 在満陸軍の独走』中公新書、1965 年、118 - 122 頁。

主指導教員（井村哲郎教授）、副指導教員（中村 潔教授・真水康樹教授）